

## 入札保証金について

入札保証金の額は、見積る契約金額の100分の5以上とします。

入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

また、入札するときに保証金が納付済みであることを証する書類を呈示しなければなりません。

※見積もる契約金額とは、消費税を含む額です。

### ■納付書による納付方法

- ① 第2号様式の入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、令和5年11月30日（金）午後5時までに当センターへ提出する（FAX可）。
- ② 納付書を当センター受付で受取り、納付書に記載されている銀行等の機関で入札保証金を納める。
- ③ 納付先の銀行等から受領書を受け取る。
- ④ 入札前までに農業研究センター担当者へ受領書の写しを提出する。

### ■入札保証金の還付

- ・落札しなかった場合は、第3号様式の入札保証金還付請求書を農業研究センターへ提出し、約2週間後に指定された口座に振り込む
- ・落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。

### ■入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

### ■入札保証金への利息

入札保証金に代えて納付される小切手には、利息をつけないものとする。

### ■入札保証金の免除

次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合（第4号様式及び契約書の写し）